

## 千葉市と公益財団法人イオン環境財団との連携協定（案）

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人イオン環境財団（以下「乙」という。）とは、千葉市動物公園において生物多様性に関する事業を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、双方の有する人的、物的資源を有効活用することで広く協力し、生物多様性に関する生態系調査・保全計画及び実施、植樹、環境教育、ボランティア活動等を通じて、生物多様性の保全に貢献し、地域住民の環境への関心や意識を高めることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 環境、生物等の調査・保全に関する事項
- （2） 植樹に関する事項
- （3） 環境教育活動に関する事項
- （4） ボランティア活動に関する事項
- （5） その他、前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。  
また、具体的な実施事項については、事業計画を立案し、甲乙協議の上、決定する。

### （期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、甲及び乙は、協定期間満了後も引き続き協定を更新するときは、協定期間満了までに、甲乙協議の上、改めて所要の手続きを取るものとする。

### （事業計画）

第4条 甲及び乙は、本協定締結後速やかに本協定に基づく3か年の事業計画及び1年目の年度事業計画を共同で策定する。

2 甲及び乙は、2年目以降、事業年度開始前までに年度事業計画を共同で策定するものとする。

### （費用）

第5条 甲及び乙は、連携事業に関する費用について事業計画及び年度事業計画策定時に協議し決定する。

### （協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(第三者の参画)

第7条 第2条第1項第1号から第5号について、甲及び乙以外の第三者が参画する場合、甲及び乙は第三者の参画について相互に同意を得なければならない。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙ならびに第7条の「第三者」が次の各号の事項に違反した場合、何らの催告を要さずに本協定を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと。
- (4) その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められる行為をすること。

2 前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対して一切の請求を行わない。

(報告)

第9条 甲及び乙は年に1回以上、連携事項の進捗状況を相互に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。但し、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年7月13日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 神谷 俊一

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1  
公益財団法人イオン環境財団  
理事長 岡田 元也